

# 都市再生推進法人に関するデータ等の紹介

国土交通省都市局まちづくり推進課

## 1. 都市再生推進法人とは

都市再生推進法人制度とは、都市再生特別措置法に基づき、市町村が地域のまちづくりを担う法人を指定する制度です。都市再生推進法人の指定を受けられる法人は、一般社団・財団法人（公益社団・財団法人を含む）、NPO 法人、及びまちづくり会社であり、その募集方法や審査基準等は市町村で定めることができます（図1）。

市町村は、まちづくりの新たな担い手としてまちづくり団体を指定し、指定を受けた法人は、地域のまちづくりにおける公的な位置づけを与えられるとともに、都市再生整備計画の作成を市町村に提案できるなど、表1の各項目の事項を行うことができるようになります。

都市再生推進法人が行う主な業務としては、道路・公園等といった公共空間や民間の低未利用地等における、まちなかの賑わいや交流創出のための施設整備や管理運営、都市開発事業の実施やその支援、まちづくりに関する専門家派遣、情報提

供等が挙げられます。

表1 都市再生推進法人の主なメリット

| 項目                          | 概要                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市再生整備計画の作成等の提案             | ・都市再生整備計画の作成や変更を市町村に提案することができます。<br>※都市再生推進法人が実施しようとしている事業を、都市再生推進法人の発意により公的な計画である都市再生整備計画に位置付けることが可能となり、円滑な事業の推進につながる。                                              |
| 都市計画の決定等の提案                 | ・自らの業務として公共施設の整備等を適切に行うために必要な都市計画の変更を市町村に提案することができます。                                                                                                                |
| 都市利便増進協定の協定参画               | ・土地所有者等とともに、まちの魅力を高めるためのさまざまな施設等（都市利便増進施設）の一体的な整備又は管理に関する協定を結ぶことができる。（土地所有者等以外では、都市再生推進法人のみが参画可能）                                                                    |
| 低未利用土地利用促進協定の協定参画           | ・低未利用土地の所有者等と協定を締結して、都市再生整備計画に記載された居住者等利用施設の整備及び管理を行うことができる。                                                                                                         |
| 跡地等管理協定の協定参画                | ・立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内で跡地の所有者等と管理協定を締結して、当該跡地等の管理を行うことができる。                                                                                                          |
| 市町村都市再生協議会の組織               | ・都市再生整備計画、立地適正化計画の作成や実施に必要な協議を行うための法定協議会を組織することができる。                                                                                                                 |
| 誘導施設に係る都市計画開発の特例            | ・立地適正化計画に位置付けられた誘導施設を整備する都市再生推進法人であれば、公募によることなく候補地を応募することができる。                                                                                                       |
| 市町村や国等による支援                 | ・都市再生推進法人は、市町村、国、民間都市開発推進機構から、情報の提供や助言等を受けることができる。                                                                                                                   |
| 都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例 | ・立地適正化計画または都市再生整備計画に基づき都市再生推進法人が実施する都市開発事業、誘導施設等の整備に関する事業などのために土地等を譲渡した場合、土地所有者に対する税制特例（一定の条件あり）。<br>※土地の所有者に対して譲渡に係るインセンティブを付与し、都市再生推進法人が都市開発事業等の用に供する土地等を取得しやすくなる。 |
| まちづくりファンド支援事業（民都機構による支援）    | ・資金を地縁により調達し、まちづくり事業への助成等を行う「まちづくりファンド」に対し、民都機構が出資又は資金拠出による支援を行う制度。都市再生推進法人は平成27年度創設のクラウドファンディング活用型支援において、まちづくりファンドの組織主体になることができる。                                   |

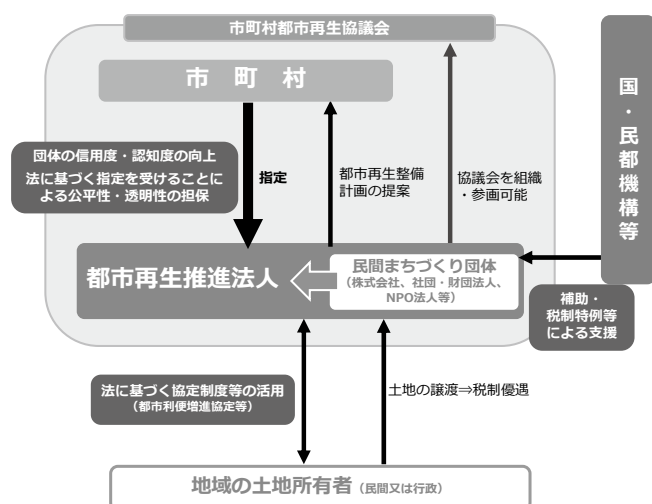


図1 都市再生推進法人の関係フロー

## 2. 都市再生推進法人の指定状況等

都市再生推進法人の指定を受けている法人は、平成30年12月末時点で50法人です。法人種別の内訳は、一般社団・財団法人が18団体、NPO法人が4団体、まちづくり会社が28団体となっています（表2）。

昨年度は、渋谷区や前橋市等9市区において新たな法人指定が行われており、直近では平成30年12月28日に多治見市が「多治見まちづくり株式会社」を指定しています。

表2 都市再生推進法人の指定実績

| 指定日       | 所在地   | 法人名                              |
|-----------|-------|----------------------------------|
| H23.12.9  | 札幌市   | 札幌大通まちづくり 株式会社                   |
| H24.3.2   | 富山市   | 株式会社 まちづくりとやま                    |
| H24.3.30  | 飯田市   | 株式会社 飯田まちづくりカンパニー                |
|           |       | 特定非営利活動法人 南信州おひさま進歩              |
|           |       | 特定非営利活動法人 いいだ応援ネットイデア            |
| H24.5.28  | 川越市   | 株式会社 まちづくり川越                     |
| H25.4.18  | 福井市   | まちづくり福井株式会社                      |
| H25.9.3   | 千代田区  | 一般社団法人 大手町・丸の内・有楽町地区<br>まちづくり協議会 |
|           |       | 秋葉原タウンマネジメント 株式会社                |
| H25.9.25  | 牛久市   | 牛久都市開発 株式会社                      |
| H25.12.27 | 草津市   | 草津まちづくり 株式会社                     |
| H26.1.14  | 柏市    | 一般社団法人 柏の葉アーバンデザインセンター           |
| H26.2.14  |       | 一般財団法人 柏市まちづくり公社                 |
| H26.3.31  |       | 一般財団法人 柏市みどりの基金                  |
| H26.7.29  | 大阪市   | 一般社団法人 グランフロント大阪TMO              |
| H27.3.9   | 東海市   | 株式会社 まちづくり東海                     |
| H27.3.20  | 長浜市   | えきまち長浜 株式会社                      |
| H27.3.26  | 新宿区   | 一般社団法人 新宿副都心エリア環境改善委員会           |
| H27.6.2   | 千代田区  | 一般社団法人 有楽町駅周辺まちづくり協議会            |
| H27.6.24  |       | 一般社団法人 日比谷エリアマネジメント              |
| H27.7.15  | むつ市   | 田名部まちづくり 株式会社                    |
| H28.1.14  | 仙台市   | 一般社団法人 荒井タウンマネジメント               |
| H28.6.30  | 目黒区   | 株式会社 ジェイ・スピリット                   |
| H28.7.12  | さいたま市 | 一般社団法人 美園タウンマネジメント               |
| H28.9.1   | 桜井市   | 桜井まちづくり 株式会社                     |
| H29.7.7   | 岐阜市   | 柳ヶ瀬を楽しいまちにする 株式会社                |
| H29.10.4  | さいたま市 | 一般社団法人 アーバンデザインセンター大宮            |
| H29.10.10 | 東京都港区 | 一般社団法人 新虎通りエリアマネジメント             |
| H29.12.26 | 和歌山市  | 特定非営利活動法人 砂山バンマツリ                |
|           |       | 特定非営利活動法人 愛福会                    |
|           |       | 株式会社 紀州まちづくり舎                    |
|           |       | 株式会社 sasquatch (サスカッチ)           |
|           |       | 一般社団法人 みんとしよ                     |
|           |       | 株式会社 真田堀家守舎                      |
|           |       | 株式会社 ワカヤマヤモリ舎                    |
| H30.1.29  |       | 株式会社 宿坊クリエイティブ                   |
| H30.1.29  |       | ユタカ交通 株式会社                       |
| H30.2.20  | 大津市   | 株式会社 まちづくり大津                     |
| H30.2.22  | 名古屋市  | 栄ミナミまちづくり 株式会社                   |
| H30.3.23  | 豊田市   | 一般社団法人 TCCM                      |
| H30.3.26  | 大船渡市  | 株式会社 キャッセン大船渡                    |
| H30.5.11  | 渋谷区   | 一般社団法人 渋谷駅前エリアマネジメント             |
| H30.6.24  | 静岡市   | 一般社団法人 草薙カルテッド                   |
| H30.10.1  | 川口市   | 川口都市開発 株式会社                      |
| H30.10.5  | 春日井市  | 高蔵寺まちづくり 株式会社                    |
| H30.10.26 | 合志市   | 株式会社 こうし未来研究所                    |
| H30.11.1  | 水戸市   | 株式会社 まちみとラボ                      |
| H30.11.27 | 港区    | 一般社団法人 竹芝エリアマネジメント               |
| H30.12.18 | 前橋市   | 公益財団法人 前橋市まちづくり公社                |
| H30.12.28 | 多治見市  | 多治見まちづくり 株式会社                    |

### 3. 官民ボーダレス まちづくりミーティングの開催

平成31年1月28日、国土交通省「都市再生推進法人等会議」と全国エリアマネジメントネットワーク「全国エリマネ会議」との共催による「官民ボーダレスまちづくりミーティング」を、東京都内を会場としたウェブ中継による全国多地点（札幌市、福井市、宇部市）で同時開催しました。

このミーティングでは、都市再生推進法人によるポスターセッションのほか、現地で活躍する団体や産民学官の有識者らで行う参加型トークセッションを通じて、官と民で生み出す都市空間の現状や可能性など、これからの官民連携まちづくりについて、参加者全員が当事者となりディスカッションし、全国から530名もの方々にご参加いただきました（図2）。



図2 当日の様子（上：東京会場、下：札幌会場）

## 4. 国土交通省による 制度等の普及促進

本稿で紹介した都市再生推進法人をはじめとする官民連携まちづくりに関する制度の普及促進を目的として、都市再生特別措置法に基づく各種制度の内容やメリット、活用プロセス、運用実績・事例等を取りまとめた、実務担当者向けの制度活用手引き「官民連携まちづくりの進め方」を平成31年3月に改定しました（図3）。

また、全国で多様な民間まちづくりの活動が広がっていることを受け「プロジェクト」と「人」、そして「(まちづくりの) 第一歩」をテーマとし、各地の先進的な取り組み、実践者の声などを紹介する3種類のパンフレットを発行しました（図4）。

さらに、平成31年4月には、制度活用手引きや制度を活用した事例、シンポジウム開催情報等が掲載されているホームページを「官民連携まちづくりポータルサイト」（[http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_tk\\_000047.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html)）として大幅リニューアルし、わかりやすさや情報アクセシビリティの一層の向上を図ったところですので、是非ご覧ください（図5）。

## 5. おわりに

国土交通省では、官民連携によるまちづくりの更なる推進に向けて、「場の提供（規制緩和）」「活動主体の公的位置づけ・認知向上の推進」「活動の普及、助成（財源確保）」「情報及び交流の場の提供」を基本的な考え方とした施策支援を進めることにより、地域のまちづくりにおけるエリアの価値向上の一助となるよう努めてまいります。



図3 「官民連携まちづくりの進め方」の概要



図4 パンフレット（3種類）の概要

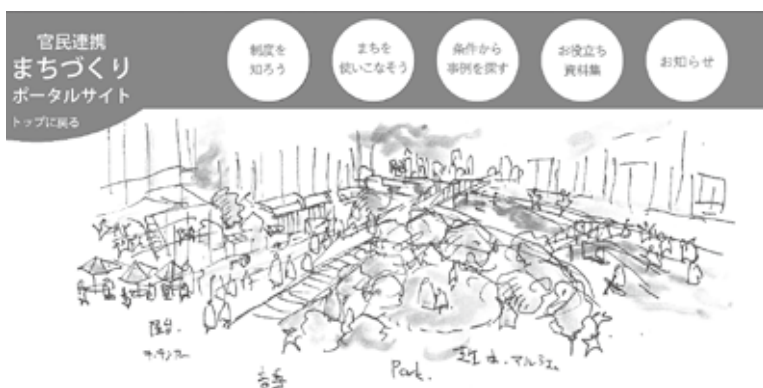


図5 官民連携まちづくりポータルサイト HP